

## 国東市産業振興条例（設備投資に対する課税免除等） 必要書類について

### 《必要書類》

	提出書類	留意事項
1	適用工場等指定申請書（様式第1号）	
	固定資産明細書（様式第1号付表1）	資産番号は通番を附記してください。
	指定申請工場等建設計画書（様式第1号付表2）	
	（1）事業種目	
	（2）建設計画	時系列に沿って、製品ライン毎の整備計画
	（3）資金計画	自己資金、借入金等
	（4）生産計画	月毎又は年毎の生産量、生産額
	（5）原材料取得計画	月毎又は年毎の取得量、取得金額、取得先
	（6）見取図・配置図	工場用地全体の見取図、周辺地図、工場内の設備の配置図（別添にしても可） 固定資産の配置がわかるもの（付表1の番号を記載）
（7）電力、工業用水及び輸送計画	電力：買電・自家発電の別、毎月の使用量 工業用水：上水道、地下水の別、毎月の使用量 輸送計画：原料、製品の輸送計画（陸送、納入先など）	
（8）その他参考となる事項	パンフレット（会社概要）、定款等を提出	
2	当期確定申告書の写し	青色申告の別表1で税務署の受付印があるもの。 電子申請の場合は受付メールの打ち出しも提出してください。
3	減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	法人税法施行規則 別表16（1）又は（2）
4	特別償却の付表 <i>（特別償却の適用を受けている場合）</i>	国税庁通達様式 付表18
5	特別償却を適用しない理由書 <i>（特別償却の適用を受けていない場合）</i>	任意様式
6	固定資産台帳・固定資産減価償却内訳表	様式第1号付表1の資産番号を附記してください。
7	生産フロー図	材料の搬入から生産の完成までの流れが分かるもの。 設備配置の図面に矢印等を記入していただく程度で構いません。
8	建物建設計画の工程表	
9	取得年月日と供用開始年月日の事業年度が異なる場合は、その理由が分かる事業計画書（生産設備の年次別建設計画及びその実績を明らかにする書類）	
10	建築工事契約書・請求書・支払証明（領収書等）の写し	<i>（土地の固定資産税、不動産取得税の減免を希望する場合）</i> <i>（※書類10は建物分を添付）</i>
11	土地の売買契約書	
12	産業振興機械等の取得等に係る確認書の写し	<i>（過疎法、半島振興法を利用する場合）</i>
13	その他	必要に応じてその他確認書類の提出を求める場合があります。

### 《提出にあたって》

**【提出期限】** 事業年度終了の日（決算）から2ヶ月を経過する日までに提出してください。  
（※確定申告の延長を行う場合は、その延長された期間を経過する日まで）

**【提出部数】** 大分県知事宛 4部（正本1部、副本3部）  
国東市長宛 2部（正本1部、副本1部）

#### 【提出先】

大分県東部振興局 地域創生部 〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1  
国東市役所 活力創生課 〒873-0503 国東市国東町鶴川149

#### 【提出後の流れ】

- （1）提出書類の審査
- （2）県及び市の担当部署による合同現地確認調査
  - 当日の大まかな流れ
    - ・申請者から本事業計画に関する概要説明
    - ・建物、機械装置等の現物確認
    - ・質疑応答
  - ※建物や機械装置について説明ができる担当者の同席、会議室の準備等をお願いします。
- （3）現地確認調査を受けての提出書類の修正等
- （4）適用工場等指定通知の発出（又は不指定の連絡）